

平成24年7月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 藤田綾子

平成24年(ハ)第68号 不当利得返還請求事件

平成24年6月13日口頭弁論終結

判 決

山口県 [redacted]

原 告 [redacted]

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

横浜市 [redacted]

被 告

ライフカード株式会社

同代表者代表取締役 [redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、11万0572円及びうち10万7785円に対する平成24年3月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

ただし、被告において10万8000円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

- (1) 原告は、貸金業者である株式会社ライフとの間で基本契約を締結して金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を行った者である。

被告は、平成23年7月1日、株式会社ライフの会社分割によって同社の権利義務を承継した貸金業者である（以下、会社分割前の株式会社ライフに

についても「被告」と称する。))。

(2) 本件取引の概要

- ア 取引開始日 平成18年1月23日
- イ 取引終了日 平成23年12月16日
- ウ 取引の経過 別紙計算書のとおり

(3) 悪意の受益者

被告は貸金業者であるから、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（以下「貸金業法」という。）43条1項のみなし弁済が認められない場合は、利息制限法の定めを超える約定利息の收受ができないことを知っていたから、過払金が発生することについて悪意の受益者に該当し、過払金に年5分の割合による利息を付して返還する義務がある。

(4) 引直し計算

本件取引について、利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、別紙計算書のとおり、取引終了時において過払金元金が10万7785円となり、平成24年3月15日の時点で2787円の利息が発生している。

(5) まとめ

よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金と利息の支払いを求める。

2 請求原因に対する認否等

- (1) 請求原因(1)は認める。
- (2) 同(2)は、取引があったことは認め、取引の経過を争う。
- (3) 同(3)は否認する。被告は、本件取引当時、貸金業法17条1項及び同法18条1項に規定する書面を顧客に交付する十分な態勢を常に整備し、原告に対し、取引ごとに上記各書面の交付を行った。また、被告は上記各書面の交付に違法があるとして行政処分を受けたこともない。したがって、被告は、貸金業法43条1項の適用があると認識しており、またそのように認識する

に至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。

なお、利息が発生する時期は、訴状送達の日又は取引終了日の翌日と解すべきである。

(4) 同(4)は否認する。

(5) 同(5)は争う。

第3 請求原因に対する判断

1 請求原因(1)は争いがない。

2 同(2)は甲1によって認められる。

3 同(3)（悪意の受益者）について

ア 貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

イ これを本件についてみると、被告は、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項が適用されることの主張をしないから同項の適用があるとは認められないところ、上記特段の事情を認めるに足る証拠もないから、悪意の受益者であると推定される。

ウ よって、被告は本件取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、原告に対し、悪意の受益者として、過払金が発生したときから民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負う。

4 同(4)について

以上を前提として利息制限法の制限利率で引き直し計算をすると、別紙計算書のとおりとなり、平成24年3月15日の時点で10万7785円の過払金

元金と過払利息2787円が生じていることが認められる。

5 まとめ

以上によれば請求原因事実がすべて認められる。

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

柳井簡易裁判所

裁判官 西 村 公 宜

これは正本である。

平成24年7月3日

柳井簡易裁判所

裁判所書記官 藤 田 綾

